

アーカイブズ  
所蔵資料を読む 第13回

## 西南北多摩郡東京府移管反対運動

### 神奈川県西多摩郡不穩の景況上申及通知

請求番号：東京府文書 620・C7. 23

東京都公文書館では、令和5年(2023)10月20日(金)から12月19日(火)まで、企画展「東京府文書にみる多摩と東京―多摩地域東京府移管130年―」を開催しました。

本展示は明治26年(1893)に多摩地域が東京府に移管されてから130年の節目にあたることから、明治初年から東京都が発足した昭和18年(1943)までを対象に、多摩地域と東京の歴史をたどりました。

当館所蔵の東京府文書(重要文化財)や古地図など、貴重な資料を紹介しながら、5つのコーナー(I江戸時代の多摩 II神奈川県下の多摩 III東京の水源として IV西南北多摩郡東京府移管 V首都東京と多摩)を設けて、多摩と東京の深い関わりを明らかにしました。

ここでは、「IV西南北多摩郡東京府移管」の展示資料から、移管をめぐる多摩地域で起きていた反対運動の激しさを物語る貴重な資料をご紹介します。

#### 1. 西南北多摩郡東京府移管問題とは

首都東京の飲料水を安定して供給するためには、玉川上水(西多摩郡西多摩村羽村取水口)新宿四谷大木戸)の水源管理が重要でした。そのため、神奈川県西多摩郡内にある玉川上水の水源涵養林は、東京府の要

すいげんかんようりん

望によって伐採が禁止されていきました。ところが明治24年(1891)11月、神奈川県は西多摩郡民の上申を受けて伐採禁止を解除してしまいました。衝撃を受けた東京府知事富田鉄之助は、水源管理を東京府に一元化するため、多摩地域の移管を目指します。当初富田は玉川上水路とその水源地である西・北多摩二郡の移管を求めましたが、神奈川県知事内海忠勝の要請によって南多摩郡も移管対象に加えられ、明治25年9月20日に両知事はそれぞれ西南北多摩三郡移管の上申書を政府に提出しました。

政府は、両知事の上申書を踏まえて閣議決定し、明治26年2月18日、第4回帝国議会に境域変更法案を提出しました。帝国議会で審議が始まると、多摩地域の人々は賛成派・反対派に分かれて活発な運動を展開しました。

そのような状況下で、2月26日深夜から27日明け方にかけて、玉川上水取水口である羽村堰の施設が破壊される事件が起きます。この事件は法案審議中だった帝国議会で大問題となり、議会最終日の28日に、中立だった多くの議員も賛成にまわり、境域変更法案は可決されました。こうして、明治26年4月1日に西南北多摩郡は東京府に移管されました。

移管の是非に揺れた多摩地域では、移管決定後もしばらくの間、混乱が続きました。それでは境域変更法案の可決から5日後の西多摩地域の様子を資料から読み取ってみましょう。

秘

神奈川縣西多摩郡西多摩村上水入口當頭  
才二謀出強多ク別致通通信不穩景  
況相見十間此致内中  
明治廿六年三月六日  
東多摩郡本富田鐵  
内務大臣宛

警視總監ニハ紙  
拝啓(中口文)白奉考トシ此致内中  
神奈川縣知事ニ前紙  
口縣(中口文)

昨昔水境城愛媛運動者等ハ青梅所  
屬場初者此ニ命ス  
命スルニ七百五十名  
以故之ニシテ是命セシテ潮五園橋一節  
前会中境城愛媛ニ百々反討ノ演復ヲ為スルハ  
八名其者也  
城ニバシラ行政城河ノ運轉ヲ妨グル  
ニ運動ヲ為スベシトシ其是則精觀者ヲ  
誦製シ来ル七日ヲ期シハ王子所ニ一會  
右議決シテ教命ス

命ス七百五十名ノ多キアルニ其十中ノ七ハ所得交  
渉上ノ停止ハ場合アリヤハ命シタルテヤト  
命ス各坊ノ人数中最多ノ人教ヲ席シ  
夕八村ハ皆西多摩村ヲ最トス  
精觀者等ハ未ク確定セズ多分七日ハ王子  
ノ命ニ依リテ出カレタルヤシ  
西多摩郡中最多ノ村ヲ以テ最  
トス  
以上八村ヲ西多摩郡警署ノ内復ルル所ナリ  
教命者ノ警署ハ各坊々ニ降り一カ八村ヲ南キ  
城河橋ハ稜カチラスノ事一西多摩村ノ如キニ事  
務所ノ利益ヲ川境城愛媛上ヲシテ及対面  
中ノ龍役ヲ評シカシク疑フヤヤヤ動アルモハ  
ナラシテ警署ニ警署撃スヤ形状ヲ示シタリ  
多村ニ其疑ニテ家九モヲ指用茂十郎ノ如キハ頗ル  
是クシ長シ曩ニ政府案ノ積成ニテ後及行方  
位置ニ至キニテ以テナリト云フ茂十郎モ之ヲ察知  
スルヲ以テ頗ル警署ヲカフルト云フ茂十郎モ之ヲ  
注キ時々ニ警署ヲカヒリシテ如シ  
其具申但也  
西多摩郡西多摩村ヤヤ事務所ノ於テ  
明治廿六年三月六日 上村 常 知 上村  
午前 并 三時 杉所 十 五 五

大胡房ニ請長 坂

追テ其具申書ハ力五回目ノ所ニ至



3. 解読文・現代語訳

【解読文】

秘二  
秘一

高橋方持参知事 一覽済  
三月六日巳達印

神奈川縣 西多摩郡 西多摩村 上水取入口 当庁  
第二課 出張員ヨリ別紙ノ通り通信有之不穩之景  
才二課出張員ヨリ別紙ノ通り通信有之不穩之景  
況モ相見候間此段及内申候也

明治廿六年 三月 六日  
東京府知事 富田鉄之助  
内務大臣宛  
内務大臣宛  
警視總監へハ手紙  
教下視惣世へハ手紙  
拜啓(中同文)御参考トシテ此段及御通知候也  
神奈川縣知事へハ番紙  
神奈川縣知事ニハ番紙  
御県(中同文)

白縣(中同文)

(別紙)  
昨五日 非境域 変換 運動者等 八青梅町

劇場 初音座二会ス

会 スルモノ七百五十名

命スルモノ七百五十名

代議士ニシテ 来会 セシモノ 瀬戸岡 為一郎

開会中 境域 変換ニ付テ 反對ノ 演説ヲ 為スモノハ

八名 其旨 趣ハ

八名 其旨 趣ハ

八名 其旨 趣ハ

村役場ヲ閉チ且ツ一般 村役場員ハ将来 就

職 セズシテ 行政 機關ノ 運轉ヲ妨害スルコト

管轄引 継キテ 延期シテ 猶予ヲ 得其間ニ大

二運 動ヲ 為スベシトシテ 其延期 請願 書ヲ

二運 動ヲ 為スベシトシテ 其延期 請願 書ヲ

調製シ 来ル七日ヲ 期シテ 八王子町ニ 同會

合 スルコト

合 スルコト

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス

右 議 決シテ 散会ス





〔秘二〕〔高橋方持参知事一覽済 三月六日已達印〕

神奈川縣西多摩郡西多摩村上水取入口当庁  
第二課出張員ヨリ別紙ノ通り通信有之不穩之景  
況モ相見候間此段及内申候也

明治廿六年三月六日

東京府知事富田鉄之助

内務大臣宛

警視總監へハ手紙

拝啓(中同文)御参考トシテ此段及御通知候也

神奈川縣知事へハ野紙

御県(中同文)  
以下前ト

昨五日非境域交換運動者等ハ青梅町  
(別紙)

劇場初音座ニ会ス

会スルモノ七百五十名

代議士ニシテ来会セシモノ瀬戸岡為一郎

開会中境域交換ニ付テ反对ノ演説ヲ為スモノハ

八名其旨趣ハ

村役場ヲ閉チ且ツ一般村役場員ハ将来就

職セズシテ行政機関ノ運転ヲ妨害スルコト

管轄引継キヲ延期シテ猶予ヲ得其間ニ大

ニ運動ヲ為スベシトシテ其延期請願書ヲ

調製シ来ル七日ヲ期シテ八王子町ニ一同会

合スルコト

右議決シテ散会ス

會員七百五十名ノ多キアルモ其中ノ七八所謂交

渉上不得止ル場合ヨリ出会シタルモノナリト

會員各村々ノ人数中最モ多人数出席シ

タル村ハ当西多摩村ヲ最トス

請願委員ハ未タ確定セズ多分七日ノ八王子

ノ会ニ於テ判然スルコトナルベシ

西多摩郡中最モ穩カナラサルハ西多摩村ヲ以テ最

トス

以上ハ都テ西多摩警察署ノ内偵スル所ナリ

散会后ノ景況ハ各村々ニ帰り一小会ヲ開キ

議論頗ル穩カナラストノ事当西多摩村ノ如キモ事

務所ニ相集リ非境域交換上ヨリシテ反对党

中ノ誰彼ヲ評シ少シク疑フベキ挙動アルモノハ

壮士ヲシテ脅迫シ勢ヒ襲撃スベキ形状ヲ示シタリ

当村ニ其疑ヒヲ蒙ムルモノ指田茂十郎ノ如キハ頗ル

甚タシ是レ曩ニ政府案ニ賛成シテ後ニ反对者ノ

位置ニ立チシヲ以テナリト云フ茂十郎モ之レヲ察知  
スルヲ以テ頗ル警戒ヲ加フルト雖トモ警官モ大ニ意ヲ  
注キ暗々ニ警戒ヲ加ヒアリシモノ、如シ  
右具申候也

西多摩郡西多摩村出張所ニ於テ

明治廿六年三月六日 上村 常知 ㊦

午前第三時発ス 杉野千太郎 ㊦

大胡第二課長殿

追テ此具申書ハ第五回目ニ有之候事

【現代語訳】

（欄外）（欄外）  
「秘二」 「高橋より持参知事一覽済 三月六日已達印」

神奈川県西多摩郡西多摩村上水取入口当庁  
第二課出張員より別紙の通り通信があり、不穩の景  
況もみえますので、内申します。

明治廿六年三月六日

東京府知事富田鉄之助

内務大臣宛

警視総監へは手紙

拝啓（中同文）御参考としてこのことを御通知いたします。

神奈川県知事へは野紙

御県（以下前と同文）

（別紙）

昨日、非境域変換運動者等は青梅町

劇場初音座に会す。

会するもの七百五十名

代議士で来会したのは瀬戸岡為一郎

開会中、境域変換について反対の演説をした者は

八名、その旨趣は、

村役場を閉じ、且つ一般村役場員は将来就

職しないで行政機関の運転を妨害すること

管轄引継ぎを延期して猶予を得て、その間に大

に運動を行うとして、その延期請願書を調製し、来る七日を期して八王子町に一同会合すること。

右議決して散会した。

会員七百五十名の多いなかで十の内七は、いわゆる交渉上止むを得ない場合により出会したものである。

会員各村々の人数中、最も多人数が出席した村は西多摩村が最も多い。

請願委員ははまだ確定せず、おそらく七日の八王子の会に於いてはつきりすることであろう。

西多摩郡中、最も穏やかではないのは西多摩村である。

以上はすべて西多摩警察署の内偵する所である。

散会後の景況は各村々に帰り一小会を開き、議論が頗る穩かではないとの事、当西多摩村の如きも事務所に集り非境域変換上の反対党

中の誰彼を評し、少しでも疑うべき挙動がある者は壯士を使って脅迫し、今にも襲撃する様子を示している。

当村にその疑いを受けるもの、指田茂十郎の如きは頗る甚だしい。是れは先に政府案に賛成して、後に反対者の位置に立ったからだという。茂十郎もこれを察知

して頗る警戒を加えているが、警官も大いに注意して、暗々に警戒を加えているようである。

右、具申いたします。

西多摩郡西多摩村出張所に於いて

明治廿六年三月六日 上村 常知 ⑧

午前第三時発す 杉野千太郎 ⑧

大胡第二課長殿

追ってこの具申書は第五回目になります。

#### 4. 資料解説

本資料は、玉川上水の羽村堰破壊の知らせを受けて、羽村取水口に設置されていた出張所に派遣された第二課土木掛（玉川上水管理を担当）の職員が課長宛に提出した報告書を、東京府知事から内務大臣、警視総監、神奈川県知事に内申した公文書です。

多摩地域では、西南北多摩郡の東京府移管をめぐって賛成派と反対派に分かれて演説会の開催や、帝国議会や内務大臣への請願書提出など活発な運動が展開されていました。とりわけ、西多摩郡や南多摩郡の町村では町村長や助役が辞職して役場が封鎖されてしまうなど混乱が生じ始めていました。そのような状況下で、2月26日深夜から翌27日明け方に、玉川上水取入口の羽村堰の施設が破壊される事件が起きました。この事件は、西多摩村<sup>1</sup>の村民が出張所へ通報したことで発覚しました。出張所はすぐに修繕に取りかかるとともに、西多摩村巡查駐在所に取締りを依頼、東京府第二課へ電報を打ちました。それを受けた第二課は、直ちに土木掛の上村常知技手と杉野千太郎掛員、新宿警察署の巡查を派遣し、神奈川県と連携しながら、玉川上水の警備強化に努めました。

出張所に派遣された上村技手と杉野掛員は警備強化と併せて、課長宛

に定期的に近況報告を行っています。本資料は3月6日午前3時、5回  
目の報告書(以下「報告書」という。)で、内容を重く見た東京府知事富  
田鉄之助は、内務大臣、警視總監、神奈川県知事に内申しました。

本資料によつて、西多摩郡青梅町において3月5日に開催された反対  
派による演説会や出張所のある西多摩村、運動の担い手となった「壮士」  
たちの具体的な様子がわかるだけでなく、東京府が玉川上水の警備と併  
せて反対派の動向を把握しようとしていたこと、さらにその動向を内務  
大臣や神奈川県知事と共有していたことも判明します。

「壮士」とは、1880年代の自由民権運動において活動した政治活  
動家をさす言葉です。明治14年(1881)に国会開設の詔が發布され  
ると、自由党や改進黨などの政党が組織され、「壮士」たちは政党に所属  
して演説会に参加、弁士(講演・演説する人)の演説を盛りあげ、政府に  
よる弾圧に抵抗しました。帝国議会で審議が始まると、多摩地域の「壮  
士」たちは、賛成派と反対派に分かれて、活発な運動を展開しました。

報告書の前半では、西多摩警察署の内偵による3月5日に開催された  
演説会の様子が伝えられています。演説会は、青梅町にあった劇場初音  
座にて開催され、参加者750名、代議士(衆議院議員)の瀬戸岡為一郎<sup>2</sup>  
の他、8名が演説を行っています。演説会では、村役場の閉鎖など行政  
機関を妨害すること、管轄引継を延期させて、その間に延期請願書を調  
製すること、3月7日に八王子町にて一同会合することを決議して散会  
しています。

上村等は、参加者のほとんどが交渉上止むを得ず参加していること、  
最も参加者が多く過激な村は西多摩村であると分析しています。また、  
請願委員が3月7日の八王子の会合<sup>3</sup>で決まると推察しています。

なお、3月5日の演説会の様子は、自由党の機関誌である『自由』(明  
治26年3月7日付)でも報じられています。記事では辞職した町村長を  
はじめ<sup>2</sup>、000余名が参加し、仮会長に中西仲太郎(引田村、現あきる  
野市)を選出し、1万余名が調印した陳情書を内閣に奉呈する上京委員  
を選出して、「一、三多摩管轄変換復活期成同盟事務所を置き、当初の目  
的を達成すること」、「一、一郡に4名の交渉委員を置き、南北多摩郡と  
一致の運動を謀ること」、「一、各町村に1名の運動委員を置き、通信の  
事務を担当すること」の3か条を決議し、会議を終えたとされています。  
会議後は辞職した五日市町長の馬場勘左衛門などが演説を行い、「胸襟を  
開き管轄替に関する利害得失を討究」して散会したとされています。報  
告書における請願委員とは、記事でいうところの「交渉委員」をさすと  
思われます。記事では参加者も2倍以上で大々的に報じられています。  
今回とりあげた資料からは、東京府側の視点から演説会の様子が読み取  
れません。

報告書の後半では、西多摩村での散会後の様子が伝えられています。  
西多摩村では一小会を開催し、「壮士」を使って賛成する者への脅迫・襲  
撃の気配があると指摘しています。とりわけ、西多摩村出身の指田茂十  
郎<sup>4</sup>は賛成派から反対派へ転向したとして疑いの目が向けられており、指  
田本人もこれを察知して警戒しています。指田は、西多摩村出身の多摩  
地域の名望家の一人として神奈川県会議員を務め、東京府の玉川上水の  
管理にも関わっていました。また、警察も「暗々」に警戒していることか  
ら、事件が起きないように注意を払っていたと思われる。

以上、これらのことから、移管が決定した後も反対派は活発な運動を  
行っていたこと、当時の多摩地域では「壮士」による過激な行動も辞さ



ないような雰囲気があったこと、一方で、移管が決定してしまった以上、請願委員を設けて過激な行動を控えて、次の帝国議会で訴えていこうとする穏健派も存在したことがわかります。つまり、反対派の中でも移管後の対応を巡って揺れていたのです。

今回紹介した資料のほか、「西多摩郡玉川大堰毀損事件」（東京府文書請求番号…620・D4.08）にも別日の報告書が綴られています。興味のある方は、ぜひご来館の上、資料をご覧ください。

1 現在の羽村市域

2 西多摩郡瀬戸岡村（現あきる野市）出身の名望家。自由党の結成に加わり、衆議院議員を二期つとめた。

3 3月7日の八王子での会合は、3月8日正午12時の報告書（「西多摩郡玉川大堰毀損事件」（東京府文書 請求番号…620・D4.08））にて報告されている。報告書によれば、八王子本町の旅人宿にて、交渉会が開催され、一郡につき5名の交渉委員を選出、有志惣代とあわせて34名が選出された。さらに、境域変更法案が3月6日に公布されたことを受けて、これからは穏やかな運動を展開し、第五回帝国議会にて神奈川県へ管轄を戻す請願を行うことを決定した。

一方で、同日午後6時から、八王子町の関谷座劇場にて大規模な反対派

〈主要参考文献〉

東京都公文書館『都史紀要15 水道問題と三多摩編入』昭和41年8月

東京都『西南北三多摩境域変更通覧』平成5年3月30日

東京都『東京市史稿』市街篇第85、平成6年3月30日

による政談演説会が開催されたことが『自由』（明治26年3月9日付）の報道から判明する。演説会には1,500余名が参加し、満場立錘の余地なく、代議士（衆議院議員）の山田東次（神奈川第4区選出）なども参加して、境域変更反対を演説し、聴衆の感動を惹き起したとある。記事では「多摩郡民の激昂は中々に甚だしく飽くまで平和の手段に訴へ素志を貫徹せんことを期し」という記述も見え、自由党の機関紙でも釘をさすほどの過激な演説会だった。

4 西多摩村の名望家。江戸期から水番人として玉川上水の管理に携わり、戸長や神奈川県会議員、西多摩村会議員などを歴任。神奈川県蚕糸業組合の設立に関わり、多摩地域の養蚕事業の発展に努めたほか、甲武鉄道の創立委員、青梅鉄道の創立委員長、羽村銀行の発起人・取締役を務めるなど多方面で活躍した。